

第4章 景観提案制度

1. 景観提案制度の概要

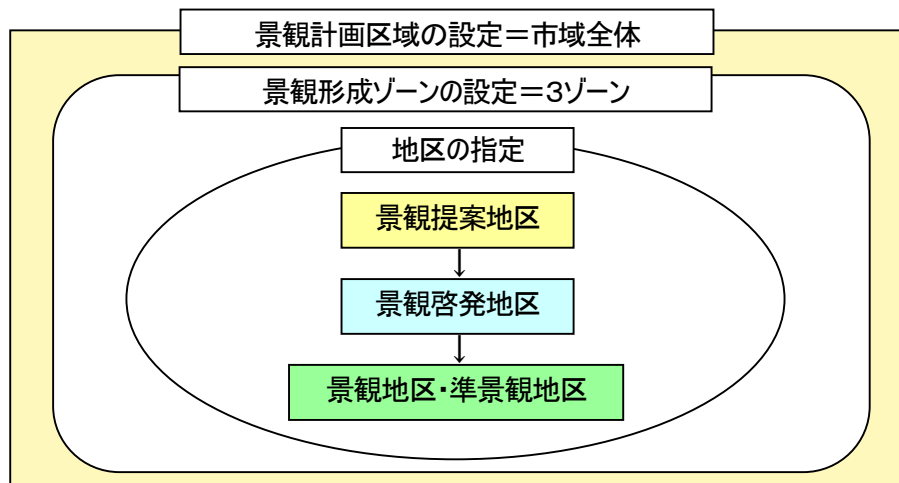
地区コミュニティ協議会は、地元地区の良好な景観を有する地区や資産について、景観提案制度を利用して市長に提案することができます。

市長は提案を受けた場合、景観審議会に付議し、指定することになります。

2. 景観提案地区、景観啓発地区、景観地区・準景観地区¹⁴、の提案基準

貴重な景観資源が象徴的に現れ、景観形成やまちづくりに対する理解が進んでいる地区を「景観提案地区」あるいは「景観啓発地区」とし、地区ごとに景観形成方針を定め、先導的に景観形成を推進します。また、地元地区と市の協働体制が構築され、良好な景観形成に関しての制限事項等に関しての合意が得られた場合には、「景観地区」または「準景観地区」への移行を目指します。

図表8 景観形成ゾーンと景観提案地区、景観啓発地区及び景観地区等の関係



(1) 景観提案地区の提案

本市には、良好な景観を有しており、地域のシンボルやイメージとなっており積極的な保全活用がなされている地区があります。

このような地区について、地区コミュニティ協議会は、「景観提案地区」として市に提案することができます。

[提案・指定基準]

- ① 地区コミュニティ協議会において、良好な景観の保全・活用を目指す範囲についての協議ができている地区

(2) 景観啓発地区の提案

景観提案地区として指定されたもののうち、地元地区において景観に関する意識の高揚や大まかな地区の範囲などについて協議がなされ、将来の景観地区または準景観地区への移行を積極的に目指す地区について、地区コミュニティ協議会は、「景観啓発地区」として市に提案することができます。現在、入来麓周辺地区、藺牟田池周辺地区を指定しています。

¹⁴ 景観地区・準景観地区：「景観地区」は都市計画区域又は準都市計画区域内に定めることができる地区（法第61条第1項）、「準景観地区」は都市計画区域又は準都市計画区域以外の景観計画区域内に定めることができる地区（法第74条第1項）。

[提案・指定基準]

- ① 地区内で景観の形成に関する勉強会等を実施することにより、良好な景観の形成についての意識が高まっている地区
- ② 将来の景観地区等指定に向けて、大まかな地区の範囲の検討がなされた地区

入来麓周辺地区

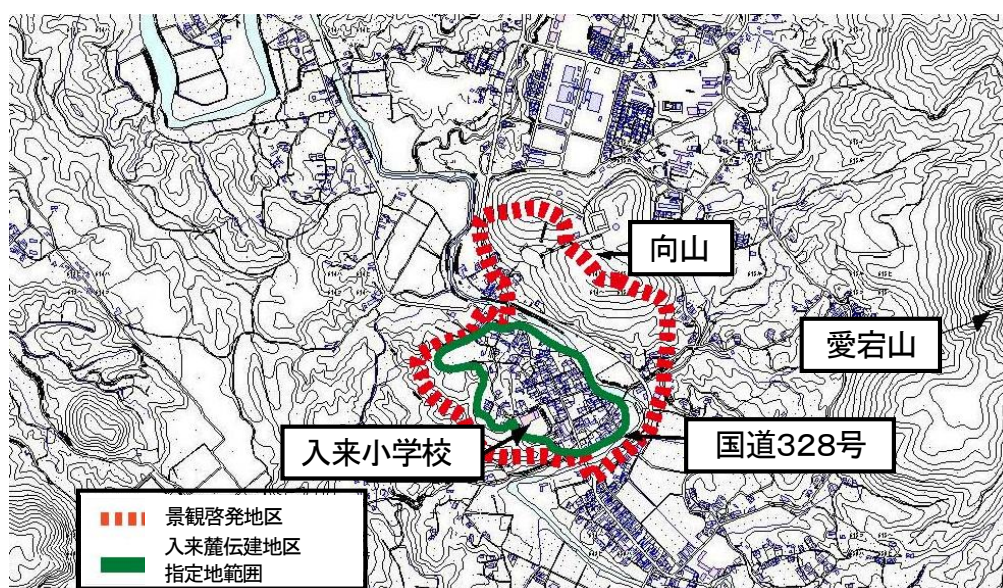
入来麓周辺地区は、入来麓伝統的建造物群保存地区を核とした樋脇川沿岸の植生及び清色城跡を背景に、向山と愛宕山に向けて地区内の道路が整備されている歴史的景観があり、玉石垣群と生垣等の緑豊かな景観となっています。

そこで、この地区の歴史的に貴重な景観を財産として保全することにより、後世へ歴史的資産として残すことを目指して、伝統的建造物群保存地区の制度と連動しながら現在の歴史景観の保全・活用を図ります。

景観形成方針

観光・学習の場として活かせる歴史的風致を保全・活用する

図表9 入来麓周辺地区（入来麓伝統的建造物群保存地区とその周辺）



入来麓伝統的建造物群保存地区内にある茅葺門

藺牟田池周辺地区

藺牟田池周辺地区は、飯盛山や愛宕山に代表される外輪山に囲まれた景観が広がっており、平成17年にはベッコウトンボなどの希少動物や天然記念物として指定されている泥炭形成植物群落が存在する藺牟田池が、ラムサール条約にも登録されるなど自然豊かな景観となっています。

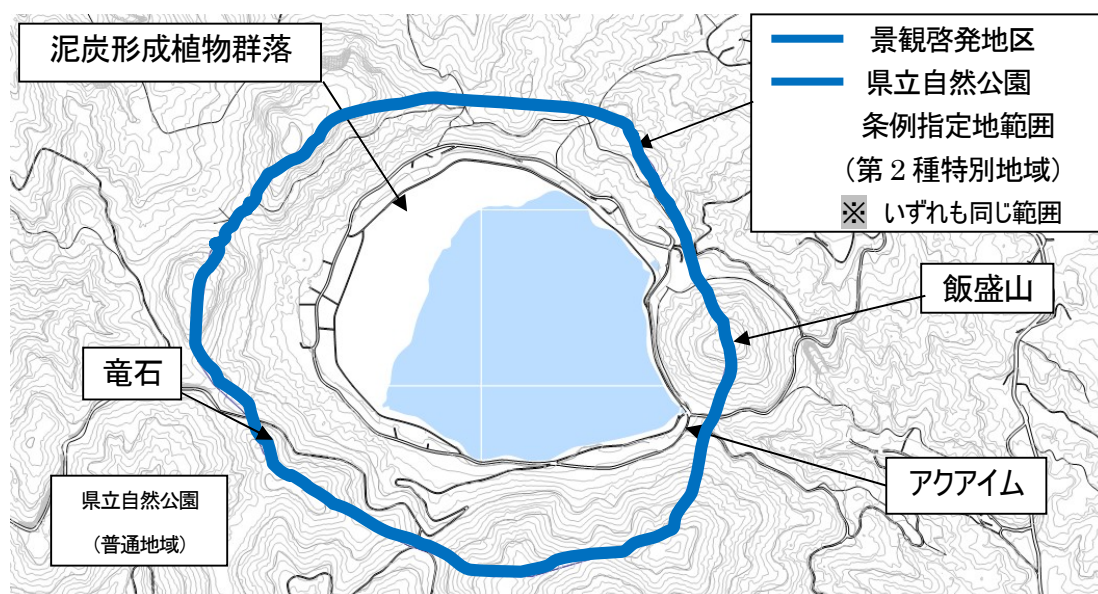
そこで、この地区を、自然と調和する色彩等で景観形成を図ることにより、市民や観光客が再び訪れたい場所になることを目指すとともに、県立自然公園条例の制度と連動しながら、現在の自然景観の保全・活用を図ります。

景観形成方針

観光・学習の場として活かせる自然景観を保全・活用する

図表10 藺牟田池周辺地区

(藺牟田池外輪山の内側(県立自然公園条例指定地(第2種特別地域)))



藺牟田池

(3) 景観地区・準景観地区の提案

景観啓発地区として指定されたもののうち、地元地区において景観に関する研修会などを実施し、景観地区または準景観地区に移行した場合の具体的範囲や建築物の形態意匠等の他、将来の景観保全や活用方針等について十分に協議がなされ、合意が得られた地区について、地区コミュニティ協議会は、「景観地区」または「準景観地区」として市に提案することができます。現在、長目の浜準景観地区を指定しています。

[提案・指定基準]

- ① 地区内で景観の形成に関する研修会等を実施することにより、良好な景観の形成についての理解が深まった地区
- ② 景観地区等指定に向けての具体的な地区の範囲について、合意が得られた地区
- ③ 景観地区等指定に向けての建築物の形態意匠等の制限内容について、合意が得られた地区

長目の浜準景観地区

長目の浜周辺地区は、良好な景観を保全し未来へ引き継いでいくため景観法第74条の規定に基づき、平成25年7月1日に「長目の浜準景観地区」として指定しました。地区の陸側の範囲は、3つの視点場（田之尻展望所・渡り口・長目の浜展望所）から見ることのできる山の稜線とします。

なお、長目の浜は、礫洲という特異な地形であり植生の観点から、学術的な価値が認められ、平成27年3月10日に「甑島長目の浜及び潟湖群の植物群落」として国の天然記念物に指定されたほか、平成27年3月16日には長目の浜準景観地区を含めた範囲が、「甑島国定公園」として指定されています。

◆長目の浜準景観地区の景観形成方針

長目の浜は、上甑島の北部に位置し、鋤崎池、貝池、なまこ池からなる全長約4キロメートル、幅約50メートルの美しい海岸線であり、田之尻展望所及び長目の浜展望所からは全景を一望できる景観となっています。この景観はその背後にある山並みと一体となり、風光明媚な自然豊かな景観を造りだしています。

長目の浜準景観地区は本市の代表的な景観資産のひとつでもあることから、地域住民だけでなく、市民、事業者など全ての人が一体となって、この地区の景観を保全し未来へ引き継いでいくことが必要であり、自然公園制度と連動しながら、現在の自然景観の保全・活用を図ります。

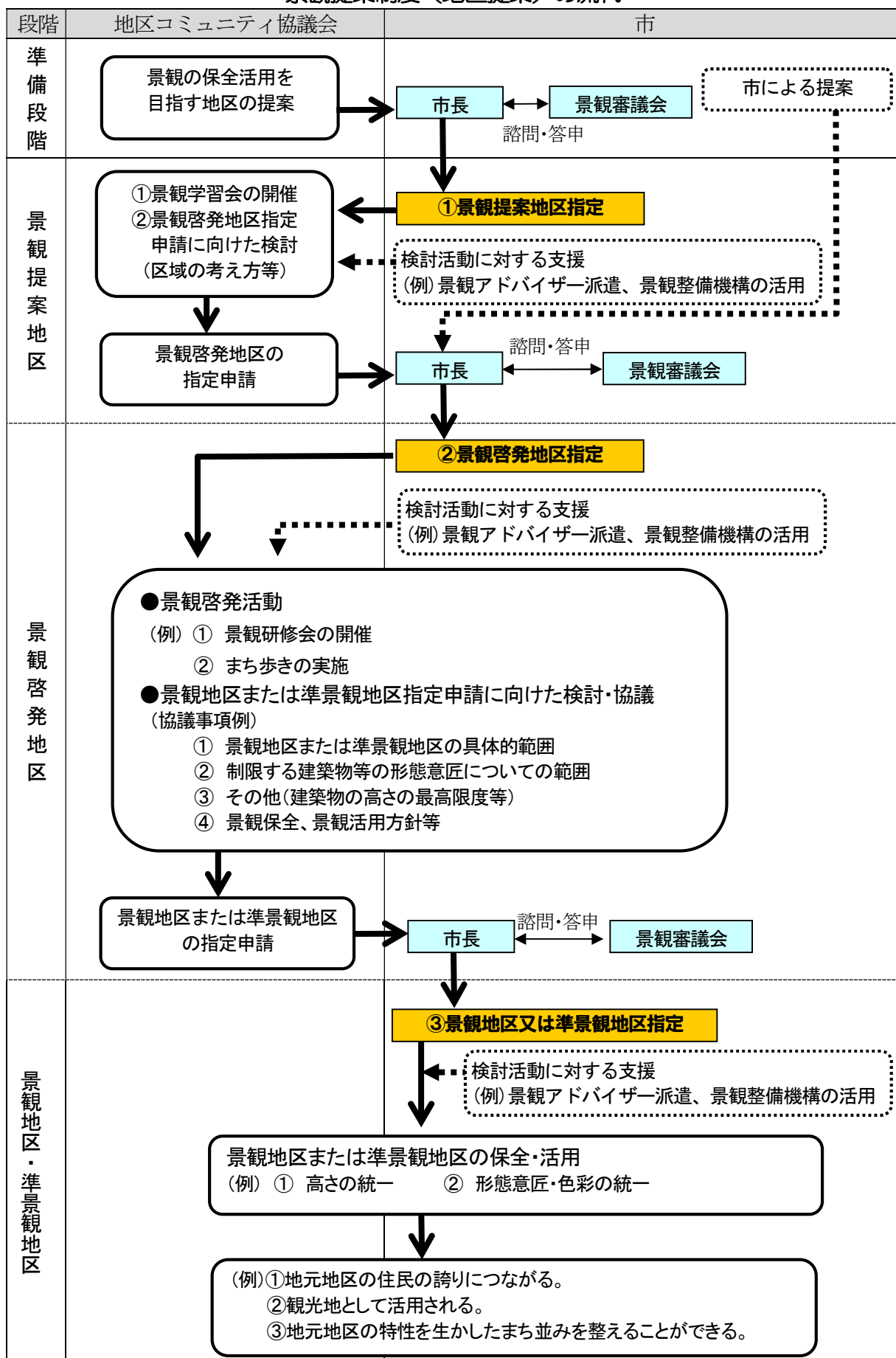
景観形成方針	
悠久の歴史で造られた	壮大で繊細な長目の浜を とこしえ 永久の未来につなぐ
基本目標	
1. 主役の景観を守る	
2. 美しい沿道景観を守り、育む	
3. 地域の誇りである眺望景観を保つ	

図表1-1 長目の浜準景観地区指定範囲



長目の浜展望所から見る長目の浜

景観提案制度（地区提案）の流れ



3. 景観重要資産、景観重要建造物、景観重要樹木の提案基準

(1) 景観重要資産の提案

本市には、地区のシンボルやイメージとなっている石橋や石塔、滝などが存在し、これらは地域文化的に価値を持ち、周辺住民に親しまれているものです。地元地区が誇りに思うこのような景観資源について、地区コミュニティ協議会は景観重要資産として市に提案することができます。

【提案・指定基準】

- ① 地元のシンボルやイメージとなっている景観資源で、周辺住民に親しまれ愛されているものであること。
- ② 地域文化的に重要な価値を持ち、周辺住民により積極的な保全活動がなされていること。
- ③ 道路など公共の場所から容易に見ることができること。

(2) 景観重要建造物の指定（法第19条）

地区コミュニティ協議会は、景観重要資産のうち、良好な景観の形成に重要な役割を果たしている建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件も含む）で、次に掲げる基準に該当するものを、景観重要建造物として提案することができます。指定は、所有者等の同意を得た上で行うものとします。なお、指定された建造物は、その現状変更に関して許可が必要になります。

【提案・指定基準】

- ① 周辺地域の良好な景観を特徴付けている建造物であること。
- ② 歴史的、または建築的価値を持つ建造物であること。（文化財保護法による国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物に指定されているものは除く。）
- ③ 市民に親しまれ愛されている建造物であること。

(3) 景観重要樹木の指定（法28条）

地区コミュニティ協議会は景観重要資産のうち、良好な景観の形成に重要な役割を果たしている樹木で、次に掲げる基準に該当するものを、景観重要樹木として提案することができます。指定は、所有者等の同意を得た上で行うものとします。なお、指定された樹木は、その現状変更に関して許可が必要になります。現在、南瀬の夫婦イチョウ（雄株）（雌株）を指定しています。

【提案・指定基準】

- ① 市内の他の地域では見ることができない希少な樹木であること。
- ② 相当の樹齢を重ねた古木や巨大樹木であること。（文化財保護法による特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物に指定されているものは除く。）
- ③ 地域のシンボルとなっており、市民に親しまれ愛されている樹木であること。

図表12 本市の景観重要資産と景観重要樹木

景 観 重 要 資 産

番号	指定日	コミュニティ協議会名	名称	備考
第1号	H21.12.18	藤本地区コミュニティ協議会	藤本滝	
第2号	H21.12.18	倉野地区コミュニティ協議会	倉野磨崖仏	
第3号	H22.3.24	峰山地区コミュニティ協議会	江之口橋	
第4号	H22.3.24	峰山地区コミュニティ協議会	長崎堤防	
第5号	H22.10.1	南瀬地区コミュニティ協議会	南瀬のイチョウの木 (雄株・雌株)	景観重要樹木
第6号	H23.3.28	里地区コミュニティ協議会	里町武家屋敷跡の玉石垣	
第7号	H25.4.8	朝陽地区コミュニティ協議会	朝陽轟滝	
第8号	H25.4.8	育英地区コミュニティ協議会	憩いと歴史の中郷池	
第9号	H25.4.8	黒木地区コミュニティ協議会	木場の棚田	
第10号	H26.5.23	陽成地区コミュニティ協議会	一條神社と歴史の杜	
第11号	H27.11.4	吉川地区コミュニティ協議会	そばどんの滝	
第12号	H28.8.19	西山地区コミュニティ協議会	旧西山小学校と瀬々野浦 集落～先人から受け継ぎ 育んできた校庭の石垣～	
第13号	R5.7.7	清色地区コミュニティ協議会	入来麓を見守る西郷さん (寝西郷)	

景 観 重 要 樹 木

番号	指定日	コミュニティ協議会名	名称	備考
第1号	H23.3.28	南瀬地区コミュニティ協議会	南瀬の夫婦イチョウ（雄株）	
第2号	H23.3.28	南瀬地区コミュニティ協議会	南瀬の夫婦イチョウ（雌株）	

景 観 重 要 資 産



藤本滝



倉野磨崖仏



江之口橋



長崎堤防



南瀬のイチョウの木



里町武家屋敷跡の玉石垣



朝陽轟滝



憩いと歴史の中郷池



木場の棚田



一條神社と歴史の杜



そばどんの滝



旧西山小学校と瀬々野浦集落
～先人から受け継ぎ育んできた
校庭の石垣～



入来麓を見守る西郷さん（寝西郷）

景 観 重 要 樹 木



南瀬の夫婦イチョウ（雄株・雌株）

景観提案制度（資産提案）の流れ

